

議員全員協議会会議録

令和3年9月27日

宮 古 市 議 会

令和3年9月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(9月27日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
協議事項(1)	3
協議事項(2)	5
閉 会	14

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時

令和3年9月27日（月曜日） 午後1時45分

場 所

市議会 議場



事 件

〔協議事項〕

（１）意見書案について

（２）議会タブレット端末の運用方針について

出席議員（21名）

1 番 白 石 雅 一 君
3 番 西 村 昭 二 君
5 番 小 島 直 也 君
8 番 佐々木 清 明 君
10番 伊 藤 清 君
12番 高 橋 秀 正 君
14番 竹 花 邦 彦 君
16番 落 合 久 三 君
18番 加 藤 俊 郎 君
20番 田 中 尚 君
22番 古 舘 章 秀 君

2 番 木 村 誠 君
4 番 畠 山 茂 君
6 番 鳥 居 晋 君
9 番 橋 本 久 夫 君
11番 佐々木 重 勝 君
13番 坂 本 悦 夫 君
15番 長 門 孝 則 君
17番 松 本 尚 美 君
19番 藤 原 光 昭 君
21番 工 藤 小 百 合 君

欠席議員（0名）

なし

議会事務局出席者

事 務 局 長 下島野 悟
主 任 佐々木 健 太

次 長 前 川 克 寿

開 会

午後1時45分 開会

○議長（古舘章秀君） ただいままでの出席は21名でございます。会議は成立しております。これより議員全員協議会を開会します。本日は総務常任委員会から9月定例会議中の発議を予定しております意見書案について、その協議に係る説明があります。また議会運営委員会から議会タブレット端末の運用方針について、その協議に係る説明があります。それでは次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

協議事項（１） 意見書案について

○議長（古舘章秀君） 協議事項の１、意見書案についてを議題とします。松本総務常任委員会委員長から説明願います。松本総務常任委員会委員長。

○17番（松本尚美君） それでは説明をさせていただきたいと思います。昨年の9月の定例会議におきましても、全国市議会議長会からこのコロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書案をご提案させていただき、そして皆様にお認めいただき国に提出をさせていただきました。そしてさらに今年7月15日付けで、全国市議会議長会から、タイトルとすれば同様でございますが、若干内容が一部変わってございますけれども、国に対して意見書を出していただきたいという要請がございまして、総務常任委員会が昨年の意見書、そして今回の意見書の内容を精査をさせていただきました。総務常任委員会といたしましては、内容に何ら問題はないと。ぜひ皆さんにご提案させていただき、お認めいただき、国のほうに提出をすると、提案するということで決定を見ておりますけれども、今回皆様にご理解いただいて本会議において皆さんにお認めをいただき、意見書を提出していきたいということでございます。朗読はちょっと省略をさせていただきますが、2枚目に資料の2として意見書案の各項目についての説明がされております。これを順次読んでいただければ、ご理解いただければというふうに思いますけれども、まず1番の部分でございます。国はここに書いてあるとおり、地方財政計画について水準を下回らないようにという文を出しておりますけれども、この高齢化に伴っての社会保障関係費が毎年増大をしていると。そうしますと総額は変わらないにしても額がそれぞれ確保されるか、非常に心配があるということで、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないように、ということで明記してございます。そして2番目の部分でございますけれども、固定資産税。これは前回の意見書の中でもございました。コロナ感染に関連して、国がそういった部分をどうするのかということでございますけれども、コロナ感染症対策の緊急対策として講じた措置そのものっていうのは、やはり国が直接責任を持って対応すべきものであって、地方自治体がそれに関与するものではないということで、特例ということでしたが、今回をもって終わっていただきたいという内容のものでございます。これは償却資産税でコロナ禍に大変厳しい経営環境にある事業者に関して、減免等特例措置として対応した部分に対する意見ということになります。3番目でございますけれども、これも国から見れば地方自治体のやはり基幹税としての部分で固定資産税でございますけれども、3年に1回評価替えに伴って、急激的に税額が増える部分、そういった方々を激変緩和といいますか、そういった部分で税額より少ない税額を納めるということになっておりますけれども、こういった特例っていうのは、やはり問題があるのではないかとということで、これに対する意見ということでこれをやはり繰り返し特例措置を行うことは、やはり問題であるということの意見でございます。4番目でございますが、これ宮古市の条例改正の際にも皆さんご理解いただいていると思うんですけれども、消費税率の関係にこれに伴って、軽自動車税、こういった部分を消費税が上がることによって、売上げっていいですかね、

需要が落ちるんじゃないかということで、平準化という部分で設けられた部分の措置ですけれども、これが新型コロナウイルス感染症緊急対策として延長されて、令和3年度の税制改正で再延長されているということでございます。こういった部分を、この特例が恒久化するということは好ましくないということで、これも再延長といいますか、そういった延長は繰り返し行わないでいただきたいという意見でございます。5点目はこれは新たな部分でございます。日本は今2050年度温室効果ガス排出ゼロということを打ち出しております。それぞれ地方自治体に期待されてる役割ってのは非常に大きくなるわけでございますし、責任も重くなります。国からの補助金とか交付金などにとどまらず、地方自治体が地域の実情に応じて裁量を持って必要な対策を柔軟に進めることができる一般財源化が不可欠ということでございます。国がこの炭素に関わる税としては炭素税、これ仮称となっておりますけれども、今後、創設する場合、また既存のこの地球温暖化対策のための国税、税を拡充する場合には、やはり地方税、地方譲与税として、地方自治体にもしっかりと税源を配分をするべきだという意見をでございます。以上5点について、意見書を宮古の市議会としてお認めいただいて提出をしたいという提案でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何かご質問あれば挙手願います。落合久三君。

○16番（落合久三君） 大きい3の資料、資料②のほうの大きい3の下の土地に関わる固定資産税について云々ってところの裏、ちょっとこの私が勉強不足なんです、その裏の3行目、特別な措置により、国が特別な措置どういうのをとっているか私がいまいちわからないので聞くんですが、地価の上昇により固定資産税が増額した者のみが本来納めるべき税額より少ない税額を納めていると、特別な措置によって。一般的には3年に1回の評価替えがあっても、普通は地価が上昇すれば評価額も上がるのかなど。税率が変わらなければ、当然、納める税額も増えるのが少ない税額を納めることの特別な措置が行われているという、この特別な措置ってもののちょっと私がいまいちわからないものですから、説明、分かればお願いします。

○議長（古舘章秀君） 松本委員長。

○17番（松本尚美君） すいません、100%把握しているわけではございませんけれども、確認した段階では、いわゆる評価額が上がれば当然、納税するっていうか、額も上がってきますんで、これがじゃ何%上がるのかっていう、そういう詳細は把握してないんですが、ここが前段に書いてございます負担調整措置ということだと理解してます。今まで評価されて、いきなり例えば地価、評価が倍になったと言った場合に、例えば100万だったものがいきなり200万という税額になるということを段階的に調整をかけるということで、やはりこれは激変といいますか、その所有者といいますか、納税者といいますか、その方々がやはり担税能力の問題もありますから、やはりそこは段階的か、慣らしてそういった処置をとらないと、大変納税者にとっても厳しいだろうということで、こういった調整措置が働くということで理解をしております。この内容、具体的などという措置が何%とか、そういった部分になってるかっていうのはちょっとすいません、確認はしてありません。

○議長（古舘章秀君） 落合久三君。

○16番（落合久三君） 今松本委員長が言ったのは、土地の値段が上がる、一般論で評価額も上がる。今まで100万納めていたのが、200万まで行くかどうか別に上がるのが普通だが、この文章は特別な措置によって本来納める税額より少ない税額を納めているということが、今松本議員が言っのは抑える。急激な負担を抑えるっていう意味で説明したんだけど、ここに書いてあるのは別の意味じゃないかなと思うんですが。

○議長（古舘章秀君） 竹花邦彦君

○15番（竹花邦彦君） 多分、落合議員の指摘は、現在評価替えで行われている負担調整をやめろという意味

ではないのかという、そういう趣旨に聞こえるんじゃないかという意味で、聞いているというふうに思いますが、そうではなくて資料の1枚目を見てください。そこに説明書きがあります。土地に係る固定資産税を3年に一度確実に評価替えと負担調整措置を行うことを前提とし成り立っていますよ、ということですから、市議会議長会としてもこれは必要な負担調整措置だ。ただし、今回…また戻ってください。はこ書きにあります。令和3年度税制改正において土地に係る固定資産について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置、これはだから3年に一度の評価替えをきちっとやることはいいけれども、さらにその負担調整措置をこういうふうに税制で、さらにまた抑えるような特例措置はやめるべきだというふうに解釈をしておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） そのほかございませんか。なければ質問を終わります。今定例会議中に本案が議案として提出された場合には、会議規則35条2項に則り委員会への付託を行わず、10月1日の定例会議最終日に本会議で審議することとしたいと思いますが、皆様異論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） 異論がないようですので、そのようにさせていただきます。それではこの件についてはこれで終わります。総務常任委員会委員の皆様、自席へお戻り願います。ご苦労さまでした。

○

協議事項（２） 議会タブレット端末の運用方針について

○議長（古舘章秀君） 続いて議会運営委員会の委員の皆様お手数ですが、協議事項の2の資料をお持ちになって説明側の席に移動をお願いいたします。次に協議事項の2、議会タブレット端末の運用方針についてを議題とします。橋本議会運営委員会委員長から説明願います。橋本議会運営委員会委員長。

○9番（橋本久夫君） それでは議会タブレットの通信料金等についての説明をしたいと思います。まず初めにお手元の資料をごらんいただきたいと思います。市議会では、10月以降、タブレット端末の試験運用開始を予定しているところでございます。それで、端末に係る月額通信料金について、議会運営委員会で検討を行ってまいりました。皆様からのアンケート等をいただきながら、以下のとおり結論を出しましたので、本日は議員全員にお諮りして了解をいただきたいと思っております。

まずこれまでの経過でございますが、7月には、端末の性質、他市の事例を検討しながら、方針を検討、決定したところでございます。8月に会派のアンケートをいただきまして、8会派の代表者にアンケートを送付し意見を伺ったところでございます。本日、議員全員協議会のこの席上で、上記の1と2の結果を踏まえた全体の方針を決定していきたいなと思っております。それで今回のタブレット端末の月額通信料の考え方について、皆様のご意見をいただいた中でご説明したいと思います。議会の本会議や委員会などの公務で使用できる一方、議員の視察や研修などの政務活動にも使用できることから、議事堂内での貸与にとどまらず、議事堂外でも広い用途に使用できることから議員による一定の負担も必要と考えました。そこで通信料については、以下のとおり整理したいと思います。①月額通信料金は公費による支出と議員による支出の案分により負担することとしたい。②上記の原則に基づき、議員は月額通信料の3分の1を負担することとしたい。③議員が負担した通信料金は政務活動費の対象とすることができるものとする。（2）は政務活動費、使途の基準の申合せ事項云々というのも、このように記載しなければなりません、一応このような形に申合せをしていきたいなと思っております。そこで通信料金の事務上の処理についてでございますが、まず①として通信料金については、議員報酬、期末手当等から差し引いて市の会計に納める。差引き金額の算出については、通信費用の総額

は税込みですが、これに3分の1を乗じて100円以下を末端処理した額とするっていうことになります。端数処理をした額にします。それから②、政務活動費の対象とする場合、市会計への入金書類を領収書として扱い書類を作成するものとします。それから③、任期の途中で議員の職の特失があった場合、端末の使用期限が1か月に満たない場合の料金負担はないものとするということでございます。それで、皆様のアンケート結果についても、全協資料の④に理由等、それから皆様のアンケート結果が掲載しております。アンケートによりまずと、まず通信費用をどういうふうに負担するかっていうことでアンケートをいただいた中で、ア、公費プラス政務活動費、イ、公費プラス私費、ウ、公費のみはゼロということで、アについては6会派、イについては2会派回答をいただきました。それから、通信費用、このときは月額5,000円程度ということなんですが、その負担をする場合、どのぐらいが適当かということでもいただいたアンケートでございます。アの5割については3会派、イが0、それからウの3割が3会派、それからエの2割が2会派とオの1割が1会派ということで、大きく5割、3割、3割以下ということで回答をいただいたわけですが、こうしたことを私どもで協議した中で、最もこの中で3分の1、3割負担が適当ではないかということで、議論、検討した結果、今日このタブレット通信費の料金については、3分の1負担としたい、ということで皆様にご提案をしたいと思っております。取りあえず通信料の負担については、このような報告、結果ということでよろしくお願ひいたします。

○議長（古舘章秀君） ただいま説明が終わりました。この件について、何かご質問があれば挙手願います。松本尚美君。

○17番（松本尚美君） （3）の月額通信料金の考え方の①なんですが、公費による支出と議員による支出の案分により負担することとすると。ここがちょっと理解出来ないんです。公費の支出と議員による支出、この議員による支出は政務活動費で出る。どっちも公費じゃないですか。だから、この仕分っていうのはなかなか理解出来ないですね。だから私は議員というのはやっぱり議員、個人といいますかね、公費じゃないですよ。私費ですよっていうのであれば、公費と対比が理解しやすいんですが、両方とも公費と私は理解するんですね。だからこの区分はやっぱりちょっと理解しがたい。

○議長（古舘章秀君） 橋本委員長。

○9番（橋本久夫君） ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、基本的に3分の1負担はまず皆さんで私費として負担してもらうというのが原則になります。ここの③、議員が負担した通信料は政務活動の対象とすることができるものとする。というふうな表現にしているんです。ですから、ちょっとまた事務処理上の問題にもつながるんですが、取りあえず3分の1負担は我々私費として、一旦払っていただきたいなと思います。払ってもらう。そして、公費負担になった場合、それで政務活動費っていうことのアの負担という考え方で公費プラス3分の1負担が政務活動費に充当する方はそれでアになります。もし私はいやもう政務活動費使わないよ、何らかの形で私費としてこだわるってあれば、政務活動費を処理しない方法もありますっていうことに一応広げています。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） なかなか理解で出来ないね。要はタブレット端末を議会が導入して、それでそれを活用して活動しようということ、これ申させているわけですから、希望しない、タブレット端末を希望しないことも可能だというふうにもとれちゃうんです。要は政務活動費にも充当しません。タブレットも使いません。そういうことじゃないじゃないですか、タブレット導入は。これはトータルで選択肢はないんですよ。要はもう皆さんで決めたことですから、導入しますと。あと選択肢は政務活動費使いますか、使いませんか。いやそ

んな曖昧な、バラバラの選択肢っていうのは私はちょっと理解出来ないんです。前提で私費が当初5,000円、月ね。想定ですけども、年間6万円払ってください。全体は私費です。でも3分の1に見合うものを公費で賄います。賄えますって話。これ選択肢なんて言ったら、政務活動費、他の活動で使って当然15万っていう制限がありますから、15万見越せば、6万円の3分の1だと2万ですか。約2万円、2万円はもう最初から政務活動費の制限を受けることになりますね。これ使うかわないか勝手ですよってそんなタブレット端末導入するのはやっぱりこれは時勢に則ったかどうかわかりませんが、そういった全体での申合せでオーケーで、議会で導入しましょうと。ましてや導入も公費ですよ。ハードも公費。曖昧なのがこの通信費。議会、議員活動でも使えるし、私事でも使えちゃうから、割合をどうしますかっていう話なんだろうけども、僕は市民に聞かれてもじゃ何がどう違うの。答えづらいですね。

○議長（古舘章秀君） 橋本委員長。

○9番（橋本久夫君） わかりにくいかもしれませんが、まず基本的には公的領域で使うのが前提です。ですから私たちは性善説に基づいて、私費って言っても私的に使うっていうことは、皆さんの考え方の中でそれは理解していただきたいと思いますが、ただそこまで我々が踏み込んで、いやこれがそうだからって見えないところも絶対出てくると思う。ですので、まず皆さんの公的領域で使用するってことをまず前提でこのタブレットを考えていただきたい。ですから、そこで政務調査費の活用にしていただければ私はそれでもいいと思うんですが、私的にいろいろ勝手に使うっていうのはあくまでも私たちは想定しなくて、皆さんの判断です。もうこれは本当に性善説です。ですから悪用はしないと思いますけれども、公的領域で使われることは申し合わせしているんで、その費用をどう負担するかってことで3分の1を負担していただきたい。ただし、その本当に見えないんで、政務調査活動費として使用してもらおうのが前提だけど、こう自分の思いの中で今日、今月なんかでもなあって思う人がいるかどうかそれはわかりませんが、いずれ政務活動費を前提とした考え方にのっていただきたい。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） いやそうであれば、性善説なのかわかりませんが、禁止すればいいじゃないですか、私的利用。まだもうそれで履歴とか、それにどうするかというのはありますが、履歴で私事で使った事実があるんであれば、これはもう没収と、禁止にすればいいじゃないですか。そのほうが分かり易い。

○議長（古舘章秀君） 竹花副委員長。

○15番（竹花邦彦君） 今、橋本議会運営委員会委員長のほうから先ほどお話がありましたし、会派、代表者会議といういろいろ議論をいただいて、多分、会派の皆さんのほうにもこの資料行っているかどうかわかりませんが、基本的にタブレットを使用するということは、一つは本会議等々でタブレットを使う。これはまさに言ったように公的利用をするために従って、タブレットを公費で準備をしようということです。そのほかに本会議以外にも先ほど説明しましたが、会派や個人での調査研究活動、つまり政務調査活動にも使いましょうよ。これも公費の領域ですからそういった意味からすれば公費で通信費も負担をできるようにしましょうと。ですからその中で、会派の皆さんにご相談をしたのは、政務調査活動の一環でも使えますから、政務調査費の中から一定の負担というものもご検討いただけませんかということで、さっきのアンケート調査になったわけです。ただ中にはそうは言っても今松本議員言ったように私たちはもう公費を前提としタブレットを使うという考え方ですから、政務調査費から支出しても構わないと。しかし、誰もさっきもチェックするわけじゃないし、アンケートの中でもそうは言ったって使う人もいないんじゃないのいうご意見も間違いなかったわけです。これ誰

がチェックをするのか。これ我々とすればあくまでもタブレットは公的領域で使うということを前提にして、公費負担でタブレットを導入するわけですから、そういう前提に立ってもらいたいところは同じです。ただそうは言っても家の中で使ってるのをチェック出来ますか。これはなかなか難しいわけなので、じゃ中にはそういったものを嫌って、いや政務調査活動費を使うのはね、私はいかがなものかという方もあるかもしれない。ですから、議会運営委員会すれば皆さんがそういった公的領域で使うという前提で政務調査活動費からも一定の負担をやむを得ない。ということであればそういうふうに皆さんでやりましょうやということです。意味わかりますか。だからそういうことの提起だということでご理解をいただきたい。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 私も発言したいと思うんですが、松本議員の最初の発言で、ちょっとそうだなという思いもして私どきとしたんですが、（1）ここは、ア、イ、ウということで、それぞれ会派の皆さんにアンケートを求める選択肢が公費プラス政務活動費がア、公費プラス私費がイ、公費のみがウってということで、これらがもう回答が用意された部分だったんですけども、これは多分、松本議員の最初の発言で私の理解は政務活動費だって公費でしょうと。財源的にはね。従ってここは回答として公費プラス政務活動費ってのは結局翻訳すれば全部公費じゃないかと、いうふうな発言で私は受け止めました。考えてみればじゃ私の場合はですよ。言わば議員歳費、これも公費ですよ。だから自己負担ということの財源を求めちゃうと。どっから出てくるんだということになると今65過ぎてますんで公的年金もらってますから、そこが財源になれば私費はそこから出るのかなと。細かい話なりますけれども。これはそもそも設問自体が不適切だなと思って見てます。これは、例えばアは私費なんです。イは公費プラス私費。そしてウは公費のみと。これがやっぱり正しい回答じゃなかったのかなと思って、私は冒頭の松本議員の発言聞いてました。従って今政務調査費、議会活動、本会議、常任委員会活動、これは公費が対象となる議会活動だ。プラスその活動を充実、あるいは捕捉するために日常の議員活動もあるでしょう。それは政務調査費でカバーしてきているでしょう。そういった意味からすると、ここは私費ではなくて、考え方とすれば全額やっぱり公費のみ。限りなく括弧付きウだなと思って聞いているんですよ。アもね。ただどういう形がいいのかというふうになりますと、今履歴という話も出たんですが、じゃあ何に使ってんだとなりますと、これ全部履歴でチェック出来ますので、そういった部分からすると私用に使ったっていう部分は特定が可能です。削除すれば別ですよ。私より詳しい方が首振ってますんで、従ってそういう点からすると、最終的にどうするか。議員活動をサポートするために、私もこう書いたんですよ、最後はね、私たちの会派も議員も通信費を負担すべきであると。その考え方からいくとちょっとアの回答ってこれ変だよ。というのも今気がついた部分ですので、皆さんの議論を踏まえて、適切に判断して参りたいと思ってます。

○議長（古舘章秀君） 竹花副委員長。

○15番（竹花邦彦君） 田中議員のほうからは設問の部分で、要はアの分は公費でしょ。確かにそのとおりなんです。ただ、議会運営委員会案なんですが、その政策政務調査費を使うことについての言わば皆さんからご意見を聞きたいという意味で、報酬以外に、報酬から差引く以外に政務調査費から通信費を負担をするということの意味合いを強調する意味で公費プラス政務活動費ということにさせていただいた。でないとはその議論がなかなかやっぱりこう。言ったとおり政務活動費も公費なんです。ですから、本来タブレットについてはさっき言ったように本会議等の議会活動で使う。それに加えて皆さんの合意ができるのであれば、さっき言った政務調査活動等にもね、使うでしょうと。そういった必要性があるでしょうと。だとすれば、これも政務

調査費も公費で15万支給をされているわけですから、公費なんだけれども、ある意味そういった公的領域部分に使うのだよ、そういう前提で公費負担でタブレットが導入されているとすれば、政務調査費からも通信費を負担をするということを認めてもいいんじゃないですか。そもそもそういう考え方。ただ一方でそうは言っただって、どこでチェックをする。家に持ち帰ってそんなチェック出来ないでしょうという意見もある。だからできればそこはあくまでもタブレットの導入は公的な、議会活動、政務調査費で使うのだということをしっかりとお互い共有をしないと後で市民の皆さんから様々な指摘をされる部分が出てくる。そういうことの整理をまずさせていただいて、政務調査活動費で使うことを全体で合意ができるのであればそうさせてほしい。そうは言っても、いやいやと意見にあるように、誰がそれをチェックするんですか。わからないでしょうという方があるとすれば、いや俺政務調査費を使うものはいかがなものかということもあるかもしれません。ただここは本当は合意形成ができるのであれば、3分の1は政務調査活動費で出すようにしましょう。その代わり私的利用あるいは誤解を与えるようなそういったタブレットの利用はしませんよね。いうところの合意形成をしっかりとしていただければいいのではないかな。そういう思いでの議会運営委員会の提起であります。従って、表現をちょっとあれですが、3分の1を負担することとする。政務活動費を対象とすることができるとこういうふうな表現になっているわけです。そこはぜひうまくお読み取りをいただきたいというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 田中議員も議員報酬も公費でないかっていう話なんだけど、議員報酬は、やはり一旦、議員個人の収入として帰属しますから、これはこれで線は引いてもいいのかなと。ただ私は公費っていうのはこのタブレット端末の通信費、導入のハードもそうなんですが、このソフト、それから政務活動費、これはもう間違いなく収入じゃないので、公費としての位置づけですから、竹花副委員長も言ったように、橋本委員長も言ってますけども、要するに公の部分で使うっていうのが前提であれば、私用で使うのは禁止すればいいんですよ。そして政務活動とか、調査とか議員個々のですよ。私ごとでも何だったら必要であれば個人で自分たちでタブレット分を確保して、そしてそれを活用すればいいんじゃないですか。だから、あくまでもそこでやっぱり線引くほうが本当にシンプルで私はわかりやすい。こんな曖昧にできる規定みたいな、それを選択するかしないかは個人の判断、政務活動費、公費ですよって言ってね。そしてそれを活用してやる。そうすると政務活動費を使わない議員と、使う議員が出てくる。これを指摘されてね。私は指摘される前提で、市民から指摘されるという前提であれば私は政務活動費を選択しませんね。そうなります。疑われますね。だから、これはもう1回再検討私は要すると思うんですよ。

○議長（古舘章秀君） 橋本委員長。

○9番（橋本久夫君） まず皆さんのほうに多分この通信費用の検討についての資料をご覧いただいたかと思うんですが、ここでもう完全に公的領域と私的領域って分けてます。だから今松本委員が言ったように禁止すればいいっていう事項については、その私的領域ではこういうことが出来ませんよということで一応示してはいるんです。ですから、それがこれ本当にこの部分を禁止しようってここに書き込むことが本当にいいのかどうか。だからさっき言ったようにもう性善説で私たちの中で、それは禁止って入れたほうがいいですか。

○議長（古舘章秀君） 竹花副委員長。

○15番（竹花邦彦君） 今、議会事務局の担当の前川次長とも少し話をしています。このタブレットを利用する場合の基準というかそういったものをつくる予定になっているそうです。従って、その中で今の私的利用のところについても何らか書き込むことも含めて検討させていただきたいというふうに思います。それはそれと

して、今日の提起は政務調査費から、議運とすれば3分の1、基本的に3分の1の範囲内で政務調査活動費から通信費を支払うということについて皆さんの合意をいただきたいというものでございます。そのところが合意いただければ、今ご指摘があった私的利用この部分については利用基準の中で、また皆さんにご相談をさせていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 落合久三君。

○16番（落合久三君） 私的利用とは、例えば議会が始まるっていう当然持っていきますよね。多分私だったら持ってきます。休憩時間とか、それからちょっとした合間にその審査に関わることで例えば資料ね、見ながらやる、っていうのはすぐにイメージできるんですが、私的利用っていうのは例えば端末機を家に持っていつて、今日あしたの審議にどうしてもここ、こういうのを知りたいっていうんでやるのは公的なわけでしょ。その私的利用っていうのは、さっき誰かが言ってたように区別がチェックするあれがわからないわけですから、その私的利用というのはどういうことを指すのでしょうか。

○9番（橋本久夫君） 私的利用っていうのはまだ我々考えていないですよ。今落合さんがおっしゃったとおり、本当に自分たちの調査研究とか資料のための公的へ領域で使うのが前提ですか。だから私的では何ですかと言われても、いやネットショッピングやるかもしれないし、YouTube見てつかかもしれないし、様々あるんです。文言にすればいろいろ出てきます。個々に私的領域やる場合、講演会活動もそうだとか選挙活動もそうだとか、そういったことが含まれるんで、それはもうあくまでも私的領域であるということで分けてありますんで、逆に何に使うんだっていうよりも、そこまであんまり考えないで公的領域で考えることで前提で成り立っていかないと本当にあっちもこっちも行ってしまふことがあると思う。だから、さっき言ったように市民に説明責任がつくことをやればいいんだと思うんですね。細かく例えばいろいろあるけれども、そこまでいちいちこれが駄目だということをその中に書き込むことはちょっとそれはどうかと思うんですけど、いずれそういう判断に基づいてます。

○議長（古舘章秀君） 竹花副委員長。

○15番（竹花邦彦君） 議員の皆さんに資料配布をいたしております。この資料は、会派代表者会議で議会運営委員会からお示しをした資料です。従って会派代表者会議から皆さんの個々に行ってるかどうかちょっと私はわかりませんが、言わばここでの整理をするのは、こういった公的領域、私的領域、こういう形で議運のほうで整理をして、従ってまず一つは個々の議会活動は公的領域に入りますよ。二つ目、調査研究活動費も公的ですよ。従ってこういう扱いを使う、利用するということでタブレットを公費で導入をするんですよということです。ですから、議会活動あるいは調査研究活動と、ここにあります①②以外のものについては、基本的に公費での負担導入するタブレットに使えませんよ、使わないようにしましょうという意味です。わかりますか。だからそういう前提で、松本議員ご指摘の政務調査活動で公費ですからそういった意味できちっとこういう領域で使うということを大前提にタブレットを使っていきましょうということなわけです。ただそうは言ってもさっき言ったように様々な問題がありました。ですからそのところは、議員各位がしっかりと指摘をされないような利用の仕方については十分注意をしていただく。これについては先ほど申し上げましたが、利用基準みたいなものをつくらなきゃならないというふうに事務局のほうでも考えているようですから、その中でまた改めて具体的にお示しをします。ただ皆さんに合意形成してほしいのはあくまでもタブレットには公費で負担導入します。だから公費として使う、公費の分野で使うんですよ。ここは最大限ですね、全体の認識共有をしていただきたいというふうに思ってます。そういった意味では私の新風クラブの意見として、そのところ私的

流用とか市民の皆さんに指摘をされるようなことをしないということを共有をしてやる必要がありますよというところを意見として述べさせていただいたところでございますので、今日のところはその使用料について政務調査活動費が使える。その範囲を3分の1というところでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 何回も同じ内容になるのかもしれませんが、私がやっぱり引っかかるのがね、この公費負担。前にも見てるんだろうと思うんですけども、公的領域の中で政務活動費が公費負担括弧になってる。ここがやっぱりちょっと気になる。だから何でここまで拡充するのか、その上の部分であれば別にすっきりするのか。要するに政務活動費でできる規定みたいになっちゃうと、何回も言うんですけども、それぞれの議員によって判断が分かれるということですよね。政務活動費を充当する議員もいればそうでない議員もいる。だからここが引っかかる。だからみんな等しくなるのであればいいんですけどもそこに差が出てしまう。さっきちょっと私事っていうかね、私用、私の用という部分、これもくっつけないでそこだけっていうのであれば、それはそれで理解出来やすいんですけど、この政務活動費を選択肢の中に入れてしまうということですね。この疑問です。

○議長（古舘章秀君） 西村昭二君。

○3番（西村昭二君） 今の松本議員の論点はちょっともう合わないので、考え方がもう最初からちょっとかみ合っていないですね、議会運営委員会で今話してることと。一つちょっと私も補足でお話しさせていただきたいと思うんですけども、これタブレットというものの自体の便利さをまず皆さんに使っていただきたいというのがあります。それで例えば本会議場だけの利用であれば、100%公費というのもありだと思えるんですけども、じゃあ皆さん本会議の場だけに持ち込んで使いこなせますかというところもあると思います。ですから、例えば自宅に持って帰りながら様々例えば自分の個人の一般質問、例えば自分の知見を高めるための活動というの、その公的領域の中にこの説明でいくと入っていると。例えば私も普段タブレットは使ってますけれども、例えば今でもガラケー使ってる方が急にタブレットを本会議で急に出されても使えるとは思いません。それで、できればこれ前川次長もおっしゃってましたが、できればこれはもう自宅にでも持って帰ってもらいながら使ってもらおう。いうところがないと、皆さんじゃあタブレットは導入して渡された時点で、同じレベルでのスタートが出来ない、最初は出来ないと思いますけれども、それでもやはりご自宅に持って帰ってもらって、様々いろいろ調べてもらったり活用してもらおうということも含まれているというお話もしておりました。例えば私用と公的というのは本当に非常に難しく、私も例えば私的で使うつもりはないんですけども、メールの受信を当局側にお伝えしたときに議会用のメールだけでは実際使いづらいと思うんですね。そうすると普段私が使ってるメールのほうを例えば教えてしまうと。そこにまた友人、知人からも入ってくると、それも私的になってしまうので、全てがもうしっかり分けてしまうと、私はかなり厳しいものがあるんじゃないかなというのがあります。あとは私も別にタブレットを持ってますけど、2台、3台持っていくのはどうか。例えば個人ホルダーを持ってそのタブレットに保存するのも駄目なのか。様々これからいろいろ決め事してくみたいですけれども、まずは今日は先ほども竹花副委員長もおっしゃってましたが、まずタブレットを導入した後に、要はその政務活動費として使えるかどうかというところだけを、まず今日合意形成を図って、この場を何とか収めさせていただければなど。あとは私も恐らく政務活動費では請求はしない派だと思いますけれども、そこは個々の判断だと思いますので、ちょっと市民に説明がつくか、つかないかというのは個人の判断で後で考えてもらえれば。ただタブレットはあくまでも皆さんに使ってもらうためのアイテムの道具

です。使ってもらえる環境をつくる。あとはその通信費のことになると、私はセルラー電波はほとんど使わないと思います。普段会社にいるとき、自宅にいるときは通信はもっと早い家庭に引いてるやつとか、会社で引いているWi-Fi使いますから、だからそこまで細かく言ってしまうと、じゃ逆に通信費もらわなきゃいけないかっていうそういうほうにも発展してしまうんじゃないかなっていうのもあるので、取りあえずは今日議運でお話ししていることを何とか合意形成を図って、それで今日はこれで収めさせてもらえればと思います。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） ごめん。しつこいようで申し訳ない。西村委員がおっしゃってるのも分かるんですね。タブレットに慣れるって、私も慣れようと思って個人的には調達してます。ただ慣れてません。使いこなせてません。だからそれはそれでね、議員活動とか個人のね、議会全体の活動じゃなくて、議員個人の活動としてタブレットを今回導入して、それを活用するっていうことはもちろん前提なんですけども、慣れる、慣れないっていうのがあるんであればこれじゃなくて、それぞれが携帯性のスマホもそうですけども、通信機能もありますしね。今言ったネットもありますよね。だからそういうのは自分たちで、やりたいと思う人がやればいいんじゃないですか。要は共通してる部分は今回導入してハードでですね、これを議会活動で使いますよということが前提ですから。そこはちょっと、個人の活動、スキルアップとですね。今回これ切り離さないと、ごちゃごちゃにしてしまうとね、もう私用がどこまでなのかっていう話になっちゃうし、あとはくどいようですが、この政務活動費これを充当する人もいるし、そういう選択肢でハードを導入するっていうのは私はちょっとともともと理解と納得がいかない。

○議長（古舘章秀君） 竹花副委員長。

○15番（竹花邦彦君） 松本議員のお考えは要はここで言っている議会活動しか使わないようにしようということでしょ。松本議員のご意見はね。我々に議運とすれば、いや議会活動以外にもこういった会派や個人での様々な調査研究活動にだって使えるようにしようやということなんです。だから政務調査費からも一定の全額という、全額その政務調査は使ってるわけありませんから。だからそのところの政務調査活動費として使うことについて、皆さんから会派からご意見を求めたということなので、そこなんです。ですから我々とすれば、いや議会活動だけではなくて、ここでいう②の調査研究活動についても、使えるようにしようよ。そうじゃないと、なかなか実際タブレットの活用についてもいろいろ出てくるでしょう。ということなんです。そこの出発点が若干聞いてて、あつ、そこが違うのだなというふうに気がつきましたが、なぜ議会運営委員会とすれば、くどいようですが、ここで言える議会活動、調査研究活動等、こういった公的領域に使うということでタブレット端末を利用したい。従ってそれに伴って、政務調査活動にも通信費が発生をする、という前提で3分の1までは政務調査活動費から通信費を負担すると。こういう案を皆さんにお諮りをしているわけです。ですからそうなってくると、もう皆さんがね、いや議員活動以外で使わないようにしようというのであれば、我々は何とも、これは我々の提起がそうじゃないということですから、ここはやっぱりしっかり皆さんからどうなのかということをご意見を出してもらわなければならないというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） 落合久三君。

○16番（落合久三君） いや、途中まですっきりしたような気持ちだったんですが、聞いてるうちにますますこういう端末関係のやつ、全くの素人なんでちょっと何が疑問になったかっていうのは、資料3の（4）、最

後、通信料金の事務上の処理。そうしますと例えば端末が手に入った、市役所に来て議会中にいろいろ調べたり、自宅に持って行って、あしたの予算審査に関わることを、自宅でも使って調べたと。それでその結果、例えば9月の月額通信料は仮に1万円だったと。1万円は報酬から差引きになる。議員報酬から差し引いて、市の会計に納めるって書いてありますよね。ということは議員報酬からかかった月額通信料金が1万円だと仮定すれば、それは差し引きされて議員報酬は支給される。差引かれた1万円の差引き金額の算出については、1万円なら1万円かかったとすれば、3分の1を乗じていた方、端的に言えば3,330円。これをそれが引かされると。議員報酬から引かざる。そして問題は②。その1万円を政務活動の対象とする場合ってというのは、この市会計入金書類を領収書として扱い書類を作成する。ここにいくと、これはかなり複雑、煩雑でないかなという私はそう思うんだけど、ちょっとそこも説明ちょっとわからないんで、その議員報酬から月額通信費が差し引かれるっていうところからちょっと。

○議長（古舘章秀君） 前川次長のほうから説明させます。

○事務局次長（前川克寿君） このタブレット関係、私が事務面はやっておりますので、この料金のことに関して、落合議員の疑問にちょっとお答えしたいと思います。まず料金なんですけども、こちらのほう基本的には定額制を考えておりまして、通信料が月々嵩んでいって1万円みたいになることはないということです。この資料の④のところにも書きましたけれども、月額5,000円程度と書きましたけれども、具体的に金額も詰めきっております、4,110円プラス税なので、おおよそ4,500円。これで定額で、月額ですので、これが先ほどのように1万円になることはありませんので、概算で行ってやはりこの月額5,000円程度の3割なので1,500円、ここにもし政務活動費を適用するのであれば、3分の1で1,500円というところで動かないと考えていただいて結構だと思います。ですので、料金に関しては月額制、定額制で、どんどん使ったから高くなるということはないというふうに押さえていただければよろしいかと思います。そのあとの政務活動費を仮に使うということになった場合、今日合意形成が出来てそういう処理もできる、対象にできるというようなお話になった場合なんですけれども、ここの全協資料③の（4）の②という、落合議員さんがおっしゃったその処理が煩雑なんではないかなっていう市の会計の入金書類を領収書として扱い書類を作成するっていうあたりのくだりなんですけども、ここは実際に事務になったときにはこういう流れになるのではないかなということで、議運のほうに今日の資料としてつけ加えはさせていただいたところなんですけれども、これに関しましては、要は報酬なり手当からお金を引き落として、それを市の会計に入金しますと、伝票が出てきます。領収書なりが出てきます。いつも政務活動の精算のときにやっているように、皆さんに持ってきていただいている領収書の代わりとしてそれを使いますよというくだりの説明ですので、これに関しては処理が済んだ時点で事務局のほうで保管をしておけば、特にお手を煩わせることなく、ここの処理に関しては皆さんにいつも出している清算の書類にこれがプラスされるっていうところで通信費に関しては処理ができるということになってくると思います。今月々料金の疑問と、あと手続のところに関してご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） そのほかございませんか。それではお諮りしたいと思います。今後導入に当たっては、本日、議会運営委員会から提案されたことを了解いただいて、利用基準等に含めてそれらについては今後議会運営委員会が検討してお示ししていくということで、本日提案された部分を了としていただきたいんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） それでは異議なしといたします。この件については、以上でございます。ほかに何かご

ざいませんか。なければこれをもって議員全員協議会を閉会します。ご苦労さまでした。

午後2時48分 閉会

○

宮古市議会議長 古 舘 章 秀